



4 地業工事	1 杭の載荷試験 (4.2.3)	杭の載荷試験 ・ 行う ・ 行わない 試験種別 ※鉛直 ・ 水平 試験方法 ※段階載荷方式 ・ 連続載荷方式 試験杭本数(本) ・ 試験杭位置、寸法 ※図示 最大荷重(t) ・																										
	2 地盤の載荷試験 (4.2.4)	平板載荷試験 ・ 行う ・ 行わない 試験方法 ※地盤工学会基準JGS1521-2003(地盤の平板載荷試験方法) 載荷方法 ※段階式載荷 ・ 段階式繰返し載荷 試験位置 ※図示 最大荷重(t) ・																										
	3 杭試験報告書 (4.2.5)	2部(A4版)提出する。																										
	4 支持地盤 (4.2.4)	・ 杭基礎 支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む) ※図示 ・ ・ 直接基礎 支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む) ※図示 ・ 試験掘り(根切り底の状態の確認等) ・ 行う ・ 行わない 位置等 ・ 図示 ・ 原位置掘削時の根切りを試験掘りとする																										
	5 既製コンクリート杭地業 (4.2.2)(4.3.3)	杭種 ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭)(鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK490) ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)  寸法、継手、性能等(種別:種類、性能及び曲げ強度区分) <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験杭</th> <th>杭径(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>杭長(m)及び種別</th> <th>継手数</th> <th>セツト数</th> <th>コンクリート強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td></td> <td></td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験杭	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セツト数	コンクリート強度(N/mm <sup>2</sup> )	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭			上杭 中杭 下杭						本杭			上杭 中杭 下杭				
試験杭	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セツト数	コンクリート強度(N/mm <sup>2</sup> )	長期設計支持力(kN/本)	備考																				
試験杭			上杭 中杭 下杭																									
本杭			上杭 中杭 下杭																									

5 鉄筋工事	(4.2.2)(4.4.4)	・ 特定埋込杭工法 ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で $\alpha=250$ を採用できる工法 ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内 $\alpha, \beta, \gamma$ が下記の値を採用できる工法 $\alpha=( )$ , $\beta=( )$ , $\gamma=( )$ 工法 ・ プレキャスト・リング 拡大根固め工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 ・ 杭固定定液 ・ 使用する ・ 使用しない 杭の精度 ・ 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1/100以内  試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による( ) ・ 試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う ・
	(4.4.5)	杭の現場継手 ・ 溶接継手 形状 ・ JIS A 5525による ・ 溶接材料 ・ 共通仕様書7.2.5(a)または(b)による ・ 溶接部の確認方法 ・ 共通仕様書7.6.10による ・ 抜き取り率 ・ 全数 ・
	(4.4.6)	杭頭の処理 ・ 処理する ・ 処理しない 処理方法(切断に伴う補強方法含む) ・ 図示による( ) ・ 杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの ・
	(4.5.4)(表4.5.1)	7 場所打ちコンクリート杭工事 (4.5.4)(表4.5.1) 鉄筋の加工、組立て ・ 無溶接工法 ・ 溶接工法 鉄筋のかぶり厚さ ・ セメントの種類 ・ 高炉セメントB種 ・ コンクリート設計強度 ・ コンクリートの種別 ・ A種 ・ B種 構造体強度補正值 ・ 3N/mm <sup>2</sup> ・ 試験杭の位置 ・ 図示による
	(4.5.5)	・ アースリ工法、リハース工法、オージェンク工法 安定液 ・ 使用する ・ 使用しない 種別 ・ 使用材料 ・ コンクリートの打設方法 ・ 本杭の孔壁確認方法 ・ 超音波測定器 ・ 杭の精度 ・ 水平方向の位置ずれ ・ 100mm以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1/200以内
	(4.5.6)	・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法、拡底杭工法 支持地盤の位置 ・ 図示 ・ 支持地盤の種類 ・ 図示 ・ 杭の精度 ・ 水平方向の位置ずれ ・ 100mm以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1/200以内
	(4.6.2)~(3)	8 砂利地業 (4.6.2~3) 材料 ※再生クラッシュサン ・ 切込砂利及び切込砕石 厚さ ・ 50mm ※60mm ・ 100mm 砂利地業の上に防湿層を直接施工する場合は、防湿層の下に目つぶし砂敷き均し(t=30)
	(4.6.4)	9 捨コンクリート地業 (4.6.4) 捨コンクリートの厚さ ※50mm ・ 施工範囲 ・ 基礎梁下、土に接するスラブ下 ・ 図示による( ) 設計強度 ※18N/mm <sup>2</sup> ・ スラブ ※15cm又は18cm ・
	(4.6.5)	10 床下防湿層 (4.6.5) ・ 設ける 地中梁がある場合は、250mmのみ込み ・ 設けない 材料 ※ポリエステルフィルム厚さ0.15mm以上 ・ 施工範囲 ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ベタ下を除く)
	(4.6.6)	11. 土間スラブ(土間コン) (4.6.6) ・ 設ける A種ポリスチレンフォーム3種b 厚さ( ・ 25mm ・ mm) ・ 設けない
	(4.6.7)	12 地盤改良工法 (4.6.7) 種類及び施工方法等 ・ 図示による( ) ・

6 コンクリート工事	5 耐久上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さ (5.3.5)	塩害等を受けるおそれのある部分等 ・ 有り 適用箇所( ) ・ 無し <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>公仕仕様書5.3.6の値に加える寸法(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外気に接する打放し仕上げ</td> <td>10mm</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	公仕仕様書5.3.6の値に加える寸法(mm)	外気に接する打放し仕上げ	10mm																							
	施工箇所	公仕仕様書5.3.6の値に加える寸法(mm)																											
	外気に接する打放し仕上げ	10mm																											
	6 機械式継手及び溶接継手 (5.5.1~5.5.3)	使用箇所 ※図示による 性能(H12建第1463号に適合するもの) ・ A級 ・ 機械式継手の種類( ) 鉄筋相互のあき ・ 図示による 品質の確認方法 ・ 図示による 不良となった継手の修正方法等 ・ 図示による																											
	7 圧接完了後の抜取試験 (5.4.10)	外観試験 ※行う(全数) 抜取試験 ※超音波探傷試験 試験の箇所数等 ・ 共通仕様書5.4.10による ・ ・ 引張試験 試験片の採取数は、1ロットに対して(※3本 ・ )とする																											
	6.1 デイミットコンクリート製造工場 (6.4.1)	※品質管理監督検査合格工場(〇マーク取得工場)																											
	2 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度 (6.2.2)	普通コンクリートの設計強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24・30</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24・30</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24・30</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所	24・30	・	・	21	・	・	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所	24・30	・	・	21	・	・	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所	24・30	・	・	21	・	・
	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所																										
	24・30	・	・																										
	21	・	・																										
	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所																										
	24・30	・	・																										
21	・	・																											
設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所																											
24・30	・	・																											
21	・	・																											
3 コンクリート種別 (6.2.1)	種類 ※ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308に適合したコンクリート)																												
4 気乾単位容積質量 (6.2.3)(6.10.2)	普通コンクリート ・ 2.3t/m <sup>3</sup> 程度 ・ 軽量コンクリート ・ 1.6t/m <sup>3</sup> 程度 ・ 1.95t/m <sup>3</sup> 程度 ・																												
5 コンクリートの仕上り (6.2.5)(表6.2.3)(表6.2.4)(表6.2.5)	部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 ・ 共通仕様書 表6.2.3による ・ 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用箇所	A種	・	B種	・	C種	・																				
種別	適用箇所																												
A種	・																												
B種	・																												
C種	・																												
コンクリート仕上りの平たんさ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>b種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>c種</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用箇所	a種	・	b種	・	c種	・																				
種別	適用箇所																												
a種	・																												
b種	・																												
c種	・																												
6 セメント (6.3.1)	種類 ※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。 ・ 高炉セメントB種( ) ・ フライアッシュセメントB種( )																												
7 骨材 (6.3.1)	7.1 反応性による区分 ※ A ・ B																												
8 混和材料 (6.3.1)	・ 混和剤の適用 ( ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・ ) ・ 混和材の適用 (7.1.1.1種又はII種 ・ 高炉スラグ ・ 膨張材 ・ )																												
9 ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4)(6.8.1)	打継ぎの位置 ※図示 目地寸法 ※「9防水工事 7.1.1.1」による 間隔・位置・形状 ※図示																												
10 打増し厚さ(打放し仕上げ部) (6.8.2)	・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・ 20mm ・ ・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・																												
11 型枠 (6.8.3)	せき板の種類 ・ 合板(※B種 ・ A種(コンクリート打放し仕上げA種の場合)) ・ 断熱材の兼用 ・ 行わない ・ 行う MOR工法用シート ・ 用いる ・ 用いない 打増し厚さ ・ 20mm ・ 打増し範囲 図示による ・																												
12 スリーブの材種	※共通仕様書6.8.2(9)(イ)及び共通仕様書表6.8.1による <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>溶融亜鉛めっき鋼板</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>つば付き鋼管</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>紙チューブ</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	材種	施工箇所	鋼管	・	硬質ポリ塩化ビニル管	・	溶融亜鉛めっき鋼板	・	つば付き鋼管	・	紙チューブ	・																
材種	施工箇所																												
鋼管	・																												
硬質ポリ塩化ビニル管	・																												
溶融亜鉛めっき鋼板	・																												
つば付き鋼管	・																												
紙チューブ	・																												
13 軽量コンクリート (6.10.2)	種類 ・ 1種 ・ 2種 スラブ ※21cm ・																												
14 寒中コンクリート (6.11.1)	適用期間 ・ 図示による ・ ・ 積算温度を基に定める場合 ・ 図示による ・																												
15 暑中コンクリート (6.12.2)	構造体強度補正值(S) ※6N/mm <sup>2</sup>																												
16 マスコンクリート (6.13.2)	セメントの種類 ・ 中庸熱ポルトランドセメント ・ 低熱ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種( ) ・ フライアッシュセメントB種( ) ・ 普通ポルトランドセメントにJIS A 6206に適合するコンクリート用高炉スラグ粉末の4000を混合したもの 適用箇所 ※図示による ・																												

7 鉄骨工事	17 無筋コンクリート (6.14.1)	無筋コンクリートの設計強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※18</td> <td>※15又は18</td> <td>※共通仕様書6.14.1(4) ・ 図示</td> </tr> </tbody> </table>	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所	※18	※15又は18	※共通仕様書6.14.1(4) ・ 図示									
	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所														
	※18	※15又は18	※共通仕様書6.14.1(4) ・ 図示														
	18 流動化コンクリート (6.15.1~6.15.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ベースコンクリートのスランプ(cm)</th> <th>流動化コンクリートのスランプ(cm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>・ 10 ・ 12 ・ 15</td> <td>・ 18 ・ 21</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種別	ベースコンクリートのスランプ(cm)	流動化コンクリートのスランプ(cm)	適用箇所	普通コンクリート	・ 10 ・ 12 ・ 15	・ 18 ・ 21	・							
	種別	ベースコンクリートのスランプ(cm)	流動化コンクリートのスランプ(cm)	適用箇所													
	普通コンクリート	・ 10 ・ 12 ・ 15	・ 18 ・ 21	・													
	19 高強度コンクリート (6.16.1~6.16.4)	高強度コンクリートの設計強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>水セメント比・単位セメント量</th> <th>スラブ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※36</td> <td>・</td> <td>※21</td> <td>・ 図示</td> </tr> </tbody> </table>	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	水セメント比・単位セメント量	スラブ	適用箇所	※36	・	※21	・ 図示							
	設計強度(N/mm <sup>2</sup> )	水セメント比・単位セメント量	スラブ	適用箇所													
	※36	・	※21	・ 図示													
	20 止水板	形式 ・ 差込式 ・ 据置式 ・ 壁張り式 施工位置 ※図示															
	1 鉄骨の製作工場 (7.1.3)	※建築基準法に基づき指定性能評価機関の性能評価・国土交通大臣の認定を受けた製作工場で、下記グレード以上の認定を受けた製作工場 ・ Sグレード ・ Hグレード ・ Mグレード ・ Rグレード ・ Jグレード ・ 上記のもの以外の製作工場( ・ 監督員の承諾する製作工場 ・ ) ・ 配置する ・ 配置しない															
	2 施工管理技術者 (7.1.4)																
3 鋼材の種類 (7.2.1)(表7.2.1)	規格番号 種類 JIS G 3101 ・ SS400 ・ SS490 ・ SS540 JIS G 3106 ・ SM400A B C ・ SM490A B C ・ JIS G 3114 ・ SMA400AW AP BW BP CW CP ・ JIS G 3136 ・ SN400A B C ・ SN490B C JIS G 3138 ・ SNR400A B ・ SNR490B JIS G 3350 ・ SSC400 JIS G 3353 ・ SNH400 JIS G 3444 ・ STK400 ・ STK490 JIS G 3466 ・ STKR400 ・ STKR490 JIS G 3475 ・ STKN400W ・ STKN400B ・ STKN490B 建築基準法に基づき指定又は認定																
4 高力ボルト (7.2.2)	ボルトの区分 ・ トリプル高力ボルト ・ JIS形高力ボルト すべり係数試験 ※ 行わない ・ 行う 試験方法等 ・ 図示による ・																
5 普通ボルト (7.2.3)	ボルト及びナットの材料 ・ 共通仕様書7.2.3による ・ 座金 ・ 共通仕様書 7.2.3(4)による ・ ボルトの径 ・ 図示による ・																
6 溶融亜鉛めっき高力ボルト	摩擦面の処理 ・ プラスト処理(表面粗度50μmRz以上) ・ りん酸塩処理 プラスト処理及びりん酸塩処理の場合はすべり係数試験は行わない。 プラスト処理及びりん酸塩処理以外の処理を行う場合のすべり係数試験 ※行う ・ 行わない (試験方法は技術協会「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合設計施工指針による」)																
7 アンカーボルト (7.2.4)(7.10.3)	適用 ・ 建方用アンカー 材質 ・ SS400 ・ ・ 構造用アンカー 材質 ・ SNR400B ・ アンカーボルト及びナットのねじの種類、規格、及び仕上げの程度 ※共通仕様書 表7.2.3による ・																
8 溶接材料 (7.2.5)	・ 共通仕様書7.2.5の(1)及び(2)以外の溶接材料( )																
9 デッキプレート (7.2.7)(7.7.8)	材質、形状及び寸法 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用箇所</th> <th>材質・形状・寸法</th> <th>溶接方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造床</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・ 焼き抜き溶接</td> </tr> <tr> <td>合成スラブ</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・ アンカーボルト溶接</td> </tr> <tr> <td>床型枠用鋼製デッキ</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・ 隅肉溶接</td> </tr> </tbody> </table> 開口部補強要領(補強筋の定着長さ等を含む) ・ 図示による ・ 鉄骨部材への溶接方法 ・ 図示による ・ 耐火認定 ・ 有り ・ 無し 耐火時間 ・ 図示による ・		適用箇所	材質・形状・寸法	溶接方法	構造床	・	・	・ 焼き抜き溶接	合成スラブ	・	・	・ アンカーボルト溶接	床型枠用鋼製デッキ	・	・	・ 隅肉溶接
	適用箇所	材質・形状・寸法	溶接方法														
構造床	・	・	・ 焼き抜き溶接														
合成スラブ	・	・	・ アンカーボルト溶接														
床型枠用鋼製デッキ	・	・	・ 隅肉溶接														
10 柱底均しモルタル (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.2)	モルタルの種類 ※無収縮モルタル ・ 柱底均しモルタルの厚さ ・ 50mm ・ 30mm ・																
11 工作図 (7.3.2)	現寸図の作成(自動加工装置を用いる場合は省略可能) ・ 行う ・ 行わない 監督員による現寸検査(原寸図を作成した場合) ・ 行う ・ 行わない ※増築工事等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上、工作図を作成すること ※ゲージ、ピッチ、りあきは図面による。																
12 鉄骨の仮組 (7.3.10)	・ 行う ※ 行わない 仮組を行う範囲 ・ 図示による ・ 確認方法、確認項目 ・ 図示による ・																
13 溶接作業における技能資格者 (7.6.3)	溶接作業者の技量付加試験 ※ 行わない ・ 行う 試験の要領 ・																

沼津市建設部 住宅営繕課	(株)〇〇設計事務所 管理建築士 〇〇 〇〇 一般建築士登録第〇〇〇号	機 作 調 調
工事名 市営住宅〇〇〇〇地〇〇棟建替事業(建築)工事	調 調	A—
令和 年 月 日	市営住宅建築工事特記仕様書(R3.4) 2/7	

14 溶接施工 (7.6.5) (7.6.7)	開示の形状 図示による スリット形状 図示による 見え隠れ部となる部分 図示による 見え隠れ部となる部分 図示による 溶接部の余剰高さ JASS 付則6「鉄骨精度検査基準」付表3「溶接」による ※図形ワタクツパの使用 図形ワタクツパを使用する場合はAW検定技能会議の実施する認定試験の合格者 若しくは、日本ワタクツパ協会の実施する施工講習会受講者が施工すること。 低応力高サイクル疲労を受ける部位 有り(位置:※図示) 無し 切断面の仕上げ 共通仕様書7.6.7(1)(a)(b)(2)による 切断範囲 ワタクツパ、裏当て金等は、梁ワタクツパの端から5mm以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は交差部を7mm状に加工する 完全溶け込み部の超音波探傷試験 ※行う 行わない 工場溶接の場合 AQL(%) ※4.0 2.5 現場溶接の場合 AQL(%) ※4.0 2.5 平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 「突合せ溶接継手の食い違い仕口の検査・補強マニュアル」3.5.2受入検査による 抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6 付則 6 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 JASS 6 10.4[受入検査]e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、全て共通仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。
15 溶接部の試験 (7.6.12)	素地ごしらえ ※C種 錆止め塗料(工場1回・現場1回塗) 屋外(※JIS K 5674) 屋内(・JIS K 5674 ※JASS 18 M-111) 鉄鋼面の耐候性塗料(OP)の下塗りは別表 1による
16 錆止め塗装 (7.8.3)(7.8.4)	種類 種類 材料・工法 適用箇所(部位・部分)
17 耐火被覆 (7.9.2)(7.9.4~9)	種類 種類 材料・工法 適用箇所(部位・部分)
18 アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.2.4)(7.10.3) (表7.10.1)	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 図示による 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種類 A種 B種
19 軽量形鋼構造 (7.11.2)	接合部(ボルト接合の場合) 普通ボルト接合
20 溶融亜鉛めっき (7.12.4)	※共通仕様書7.12.1~7.12.7による
21 構造方法の認定 (7.12.4)	建築基準法施行令第108条の3第1項第二号の認定 (全面的改善事業による一般鋼での認定)
22 摩擦面の処理 (7.12.5)	プラスト処理 プラスト処理以外

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	1 補強コンクリートブロック造 (8.2.2)	ブロックの種類 断面形状及び圧縮強さによる区分 正味厚さ(mm) 寸法呼び寸法(mm) 化粧の有無 適用箇所
	(8.2.3)	モルタルの割合(容積比)※表8.2.1による セメント( ) : 砂( )
	(8.2.4)	各部の配筋 ※図示 コンクリートの割合: Fc ※21N/mm <sup>2</sup>
	2 コンクリートブロック構壁及び壁 (8.3.2)(表8.3.1) (8.3.3)	ブロックの種類 断面形状及び圧縮強さによる区分 正味厚さ(mm) 寸法呼び寸法(mm) 化粧の有無 表8.3.1以外の適用箇所
	(8.3.3)	空洞ブロック-08 空洞ブロック-16
	3 ALCパネル (8.4.2~5)	各部の配筋 ※図示 壁の厚さ mm 鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示

4 押出成形セメント板(ＥＣＰ) (8.5.2~4) (表8.5.1) (表8.5.2)	耐火性能: 建築基準法施工令第107条の規定に基づく技術基準 厚物(厚さ35mm以上) 規格等 ※JIS規格品 種類 ※無石棉ワタクツパ ワタクツパの種類 種類 表面形状 厚さ(mm) 幅(mm) ワタクツパ充填率 工法の種類 外壁ワタクツパ ワタクツパ 種類 厚さ(mm) 幅(mm) 工法の種類 間仕切壁ワタクツパ ワタクツパ 種類 厚さ(mm) 幅(mm) 工法の種類
(8.5.5)	ワタクツパ幅の最小限度を300mm未満とする場合 あり パネル相互の目地幅 長辺 ※ 8mm以上 短辺 ※ 15mm以上 出隅及び入隅のパネル接合目地幅 ※ 15mm 外壁ワタクツパの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) 適用しない 厚物(厚さ35mm未満) 種類 ※無石棉ワタクツパ
5 パネルの開口の限度 (8.5.5)	種類 規格 種類 ※窯業系ワタクツパⅠ類 窯業系ワタクツパⅡ類 寸法(mm) 厚さ 幅 長さ 曲げ強さ 標準時 550N・cm以上 450N・cm以上 曲げモーメント 凍結溶解完了時 400N・cm以上 320N・cm以上 ※1 (試験ワタクツパ枚数)
9 アスファルト防水 (9.2.2)(9.2.3) (表9.2.3~9)	吸水率(%) 20%以下 20%以下 吸水による長さの変化率(%) 0.07以下 0.07以下 防火性能 不燃 不燃 耐衝撃性 おもり重量 1,000g 500g 耐凍結融解性能 高さ1.0mから試験体の弱点部におもりを落とすとき、裏面に達する穴があかないこと 出荷時の含水率 10%以下 寸法の許容値 厚さ: -5%~+10% 幅: ±1% ※1: W×50cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント

屋根保護防水工法	種類 施工箇所 種類 施工箇所
A-1 A-2 A-3 B-1 B-2 B-3	A-I-1 A-I-2 A-I-3 B-I-1 B-I-2 B-I-3
押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0	
断熱材(屋根保護防水断熱工法の場合) ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキ層付き) ※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(スキ層あり)	
改質アスファルトフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による 部分貼着層付改質アスファルトフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による	
平場の保護コンクリート こて仕上げの場合 ※80mm以上 床タイル仕上げの場合 ※60mm以上	
乾式保護材 窯業系ワタクツパ: 無石棉の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートレーン養生したもの。 金属複合板: 金属板と樹脂を積層一体化したもの。 (品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による	
屋根露出防水工法	種類 施工箇所 仕上塗料の種類 使用量
D-1 D-2 D-3 D-4 D-I-1 D-I-2	製造所の仕様による 製造所の仕様による
押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0	
脱気装置の種類及び設置数量 ※アスファルトルーフィング類製造所の仕様	
断熱材(屋根露出防水断熱工法の場合) ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 ※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合	
屋上排水溝 ※図示	
屋内防水工法	種類 施工箇所 種類 施工箇所
E-1 E-2	

2 改質アスファルトシート防水 (9.3.2)(9.3.3) (表9.3.1~5)	屋根露出防水工法 種類 施工箇所 仕上塗料の種類及び使用量 防湿層 A-ST1(A-トーチ工法) A-ST2(A-トーチ工法) A-ST3(A-トーチ工法) A-ST4(A-トーチ工法) A-S-J1(常温粘着工法) A-S-I-T1(A-トーチ工法) 押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0 脱気装置の種類及び設置数量(絶縁工法の場合) ※アスファルトルーフィング類製造所の仕様 断熱材(断熱工法の場合) ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 ※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 屋根保護防水工法 種類 施工箇所 密着工法(トーチ工法) 密着断熱工法(トーチ工法) 押さえ金物 ※アルミ製 L-30×15×2.0 断熱材 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキ層付き) ※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(スキ層あり) 平場の保護コンクリート こて仕上げの場合 ※80mm以上 床タイル仕上げの場合 ※60mm以上 立上り部の保護 ※仕上塗料塗理 乾式保護材 れんが押え コンクリート押え モルタル押え 3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2~9.4.4) (表9.4.1)(表9.4.2) (表9.4.3)
4 塗膜防水 (9.5.3)(表9.5.1) (表9.5.2)	接着工法 機械的固定工法 種類 施工箇所 種類 施工箇所 S-F1 S-F2 S-I-F1 S-I-F2 S-M1 S-M2 S-M3 S-I-M1 S-I-M2 断熱材 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種b・2種b・3種b) A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 5 ケイ酸系系塗布防水 (9.6.2~9.6.4) (表9.6.2)
6 FRP塗膜防水 (9.7.2~9.7.5)	断熱材 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種b・2種b・3種b) A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 6 塗膜防水 FRP塗膜防水用ルーフトレン 種類 施工箇所 FRP塗膜防水用ルーフトレン 鉄鍍銀 7 シーリング (9.9.2)
7 FRP塗膜防水 (9.7.2~9.7.5)	断熱材 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種b・2種b・3種b) A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 7 シーリング (9.9.2)
8 断熱材 (9.9.2)	断熱材 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種b・2種b・3種b) A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板 8 断熱材 (9.9.2)

10 石工事	1 施工及び清掃 (10.1.3) (10.1.5)	粗面仕上げの場合のみ込み部分の仕上げ 図示 屋内の床を本磨きとする場合のワタクツパがけ 行う(使用箇所)すべて
2 石材 (10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)	施工箇所 等級 石材の種類 形状 寸法(mm) 厚さ(mm) 表面仕上げ 備考 1等品 2等品	
3 外壁湿式工法 (10.3.2~10.3.3)	石裏面処理 裏打ち処理 下地ごしらえ ※あと施工アカー、横筋流し工法 あと施工アカー工法 流し筋工法 あと施工アカーの材質及び形状 (トレンバイブの材質) ※樹脂製製バインダー クロスノック巻き25~35φ 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 伸縮調整目地 シーリング材 位置 ※共通仕様書表11.1.1による 目地寸法 ※幅10mm×深さ10mm以上	
4 内壁空積工法 (10.4.2~10.4.3)	石裏面処理 裏打ち処理 下地ごしらえ ※あと施工アカー、横筋流し工法 あと施工アカー工法 あと施工アカーの材質及び形状 (トレンバイブの材質) ※樹脂製製バインダー クロスノック巻き25~35φ 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 伸縮調整目地 シーリング材 位置 ※共通仕様書表11.1.1による 目地寸法 ※幅10mm×深さ10mm以上	
5 乾式工法 (10.5.2~10.5.3)	取付け方式 石裏面処理 裏打ち処理 アカーの材質及び形状 あと施工アカーの材質及び形状 (トレンバイブの材質) ※樹脂製製バインダー クロスノック巻き25~35φ 目地幅(mm) ※8以上 目地シーリング材 ※共通仕様書表9章9節による 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) 適用しない	
6 床及び階段の石張り (10.6.2~10.6.3)	床石張りの裏面処理 階段張りの裏面処理 目地 一般目地 目地幅(mm) 図示 伸縮調整目地 シーリング材 位置 ※共通仕様書表11.1.1による 他部材との取り合い部 図示	
7 特殊部位の石張り (10.7.1~10.7.2)	石材の種類 厚さ 品質 施工箇所 仕上の種類	
11 タイル工事	1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11.1.3)	位置 ※共通仕様書表11.1.1による 図示
2 接着剤 (11.1.5)	行う 行わない	
3 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り (11.2.2) (11.2.7) (表11.2.3)	ワタクツパの形状、寸法等 施工箇所 形状 寸法(mm) 吸水率による区分 凹凸の有無 役物 色 耐凍害性 滑り抵抗性 備考 I II III 凹凸の有無 色 耐凍害性 滑り抵抗性 ワタクツパの種類(記号) 目地幅(mm) ※6以上 目地シーリング材 位置 ※共通仕様書表9章9節による 伸縮調整目地 位置 ※他の部位との取合い部	
4 壁張り (11.3.1) (11.3.2) (11.3.3)	標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り 見本焼き モルタル塗りのコンクリート素地の処理 MCR工法 MCR工法はせき板面にMCR工法用シート張りとし(6.8.3(6))による。 目荒し工法の高圧水洗は(15.3.4(3))による。 ポリマーセメントモルタルの割合は(15.3.3(4))による。 壁張り張りの工法 外装ワタクツパ 密着張り 改良積上げ張り 改良圧着張り 内装ワタクツパ以外のワタクツパ マグ張り センセイワタクツパ張り 既製調合モルタル モルタル下地としたワタクツパ工事に使用する張付け用ワタクツパとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。 (品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による 既製調合目地材 (品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による	
5 管理棟 (11.4.1) (11.4.2) (11.4.3)	津市建設部 住宅営繕課 (株)○○設計事務所 管理建築士 ○○ 一般建築士登録第○○○号 工事名 市営住宅○○○○地○○棟建替事業(建築)工事 調査 A- 令和 年__月__日 市営住宅建築工事特記仕様書(R3.4) 3/7	

11 タイル工事	4 接着剤による 陶磁器質タイル 張り (11.3.2)(11.3.7) (表11.3.2)	タイルの形状、寸法等	形状寸法(mm) I類 II類 III類 吸水率による区分 I類 II類 III類 うわぐすり 撥水剤 無垢 無垢 色 無垢 再生材の適用 有 無 耐凍害性 有 無 備考	
		標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 外装タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材 打継ぎ目地 ※タイル系シーリング材 ひび割れ誘発目地 ※タイル系シーリング材 伸縮調整目地 ※変成シリコン系シーリング材 その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 タイル塗りを行うコンクリート素地の処理 ・ MCR工法 ・ 目荒し工法 (高圧洗浄) 壁タイル張りの工法 外壁 ・ 外装タイル接着剤張り ・ 内装タイル以外のユニットタイル接着剤張り 内壁 ・ 内装タイル接着剤張り		
12 木工事	1 表面仕上げ (12.1.4)	表面仕上げの種類	表面仕上げの種類 A種 B種 C種 H-A種 H-B種 H-C種	施行箇所
		機械加工 手加工		
2 製材 (12.2.1)	製材の日本農林規格による下地用針葉樹製材	樹種 寸法 等級 形状 含水率 保存処理 施工箇所	樹種 寸法 等級 形状 含水率 保存処理 施工箇所	樹種 寸法 等級 形状 含水率 保存処理 施工箇所
		樹種 寸法 等級 形状 含水率 保存処理 施工箇所	樹種 寸法 等級 形状 含水率 保存処理 施工箇所	樹種 寸法 等級 形状 含水率 保存処理 施工箇所
3 造作用 集成材 (12.2.1)	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材	樹種 寸法(mm) 見付材面の等級 含水率 施工箇所	樹種 寸法(mm) 見付材面の等級 含水率 施工箇所	樹種 寸法(mm) 見付材面の等級 含水率 施工箇所
		樹種 寸法(mm) 見付材面の等級 含水率 施工箇所	樹種 寸法(mm) 見付材面の等級 含水率 施工箇所	樹種 寸法(mm) 見付材面の等級 含水率 施工箇所

4 造作用単板 積層材 (12.2.1)	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材	施工箇所 厚さ(mm) 表面の品質 防虫処理 含水率	施工箇所 厚さ(mm) 表面の品質 防虫処理 含水率	施工箇所 厚さ(mm) 表面の品質 防虫処理 含水率
		施工箇所 厚さ(mm) 表面の品質 防虫処理 含水率	施工箇所 厚さ(mm) 表面の品質 防虫処理 含水率	施工箇所 厚さ(mm) 表面の品質 防虫処理 含水率
5 床張り用合板等 (12.2.1)	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・普通合板	施工箇所 厚さ(mm) 表板の樹種名 接合の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防炎処理	施工箇所 厚さ(mm) 表板の樹種名 接合の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防炎処理	施工箇所 厚さ(mm) 表板の樹種名 接合の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防炎処理
		施工箇所 厚さ(mm) 表板の樹種名 接合の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防炎処理	施工箇所 厚さ(mm) 表板の樹種名 接合の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防炎処理	施工箇所 厚さ(mm) 表板の樹種名 接合の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防炎処理
6 防虫・防蟻処理 (12.3.1)	・防虫、防蟻処理が必要な樹種による製材及び集成材 適用部位：図示による ・薬剤の加圧注入による防虫・防蟻処理 施工箇所 保存処理性能区分 ・K2 ・K3 ・K4 ・K2 ・K3 ・K4 薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防虫・防蟻処理を行う。 ・薬剤の塗布等による防虫・防蟻処理 施工箇所 処理方法 ※共通仕様書12.3.1(ウ)による。	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
		施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
7 防虫処理 (12.4.1)	・防虫処理 適用部位：図示による	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
		施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
8 内部間仕切軸 組及び床組 (12.4.1)	・防虫処理 適用部位：図示による	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
		施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
9 窓、出入口 その他の木材 (12.5.1)	・防虫処理 適用部位：図示による	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
		施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
10 床床張り (12.6.1)	・防虫処理 適用部位：図示による	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
		施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
11 壁及び天井 下地 (12.7.1)	・防虫処理 適用部位：図示による	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種
		施工箇所 樹種	施工箇所 樹種	施工箇所 樹種

13 屋根及び 庇工事	1 長尺金属板葺 (13.2.2)(13.2.3) (表13.2.3)	施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 備考	施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 備考	施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 備考
		施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 備考	施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 備考	施工箇所 板及びコイルの種類 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 厚さ(mm) 屋根葺き形式 備考
2 折板葺 (13.3.2)(13.3.3)	折板葺の種類	施工箇所 形式 山高、山びつりによる区分 耐力による区分 材料による区分 厚さ(mm) 軒先面戸板 耐火性能	施工箇所 形式 山高、山びつりによる区分 耐力による区分 材料による区分 厚さ(mm) 軒先面戸板 耐火性能	施工箇所 形式 山高、山びつりによる区分 耐力による区分 材料による区分 厚さ(mm) 軒先面戸板 耐火性能
		施工箇所 形式 山高、山びつりによる区分 耐力による区分 材料による区分 厚さ(mm) 軒先面戸板 耐火性能	施工箇所 形式 山高、山びつりによる区分 耐力による区分 材料による区分 厚さ(mm) 軒先面戸板 耐火性能	施工箇所 形式 山高、山びつりによる区分 耐力による区分 材料による区分 厚さ(mm) 軒先面戸板 耐火性能
3 粘土瓦葺 (13.4.2)	瓦葺の種類	施工箇所 製法による区分 形状による区分 寸法による区分 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦	施工箇所 製法による区分 形状による区分 寸法による区分 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦	施工箇所 製法による区分 形状による区分 寸法による区分 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦
		施工箇所 製法による区分 形状による区分 寸法による区分 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦	施工箇所 製法による区分 形状による区分 寸法による区分 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦	施工箇所 製法による区分 形状による区分 寸法による区分 大きさ 産地 役物瓦の種類 雪止め瓦
4 とい (13.5.2)(13.5.3)(13.5.4)	といの種類	施工箇所 厚さ(mm) 表面の状況 曲げ強さ 接着剤 難燃性 間伐材等の適用	施工箇所 厚さ(mm) 表面の状況 曲げ強さ 接着剤 難燃性 間伐材等の適用	施工箇所 厚さ(mm) 表面の状況 曲げ強さ 接着剤 難燃性 間伐材等の適用
		施工箇所 厚さ(mm) 表面の状況 曲げ強さ 接着剤 難燃性 間伐材等の適用	施工箇所 厚さ(mm) 表面の状況 曲げ強さ 接着剤 難燃性 間伐材等の適用	施工箇所 厚さ(mm) 表面の状況 曲げ強さ 接着剤 難燃性 間伐材等の適用
14 金属工事	1 あと施工アンカー (14.1.3)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
		施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
2 ステンレスの 表面仕上げ (14.2.1)	ステンレスの種類	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
		施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
3 アルミニウム 及びアルミニウム 合金の表面 処理 (14.2.2)(表14.2.1)	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
		施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外)
4 鉄鋼の垂鉛 めっき (14.2.3) (表14.2.2)	鉄鋼の垂鉛めっきの種類	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)
		施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)
5 軽量鉄骨天井 下地 (14.4.2) (表14.4.1)	野縁等の種類	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)
		施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)	施工箇所 種類 施工箇所(手すり、タラップ以外)

6 軽量鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.1)	スラット、ラナーの種類 ※共通仕様書表14.5.1によるスラットの高さによる区分に応じた種類 ・ 図示 スラットの高さが5.0mを超える場合 ※図示 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※共通仕様書14.5.4(5)による ※図示 伸縮調整継手	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
7 金属成形板 張り (14.6.2)(14.6.3)	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
8 アルミニウム 製壁木 (14.7.2)(14.7.3) (表14.7.1)	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
9 手すり及び タラップ (14.8.2)(14.8.3)	手すりの種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
10 天井点検口	天井点検口の種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
11 床点検口	床点検口の種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
15 左官工事	1 モルタル塗り (15.2.2)(15.2.3) (15.2.5)	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
2 ラス系下地 (15.2.4)	ラス系下地の種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
3 セルフレング材 塗り (15.5.2)	セルフレング材塗りの種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
4 仕上塗り 仕上げ (15.6.2)(15.6.4) (表15.6.1~2)	仕上塗りの種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
5 マスチック 塗材塗り (15.7.2)	マスチック塗材塗りの種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
6 ロックウール 吹付 (15.12.2~4)	ロックウール吹付の種類	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
		種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない	種類 表面処理 取得用下地 ・ 設ける ・ 設けない
津浦建設部 住宅部課	(株)〇〇設計事務所	管理建築士 〇〇 〇〇	管理建築士 〇〇 〇〇	管理建築士 〇〇 〇〇
		管理建築士 〇〇 〇〇	管理建築士 〇〇 〇〇	管理建築士 〇〇 〇〇
工事名	市営住宅〇〇〇〇地〇〇棟建替事業(建築)工事	図章	図章	図章
令和 年 月 日	市営住宅建築工事特記仕様書(R3.4) 4/7			A-



16 建築・ガラス工事
1 一般事項 (16.1.3) 耐火性能等
(16.1.6) 防火戸の指定
(16.1.4) 防火戸との連動
2 アルミニウム製建具 (16.2.2) アルミサッシの品質及び性能
(16.2.4) 外部に面する建具性能等級等(コンクリート系下地及び鉄骨下地)
(16.3.4) 表面色
(16.2.3) 網戸等
3 樹脂製建具 (16.3.2) 外部に面する建具性能等級等(コンクリート系下地及び鉄骨下地)
(16.2.3) 網戸等
(16.3.3) ガラス
(16.3.4) 表面色
4 鋼製建具 (16.4.2) 玄関ドアの品質及び性能
(16.8.3) バイブシャフトドアの品質及び性能
(16.9.2) 簡易気密型ドアセット
(16.10.3) 外部に面する建具の耐風圧性
(16.11.2) 防音ドアセット、防音サッシ
(16.11.2) 断熱ドアセット、断熱サッシ
(16.11.2) 耐震ドアセット、耐震サッシ

(16.4.3) 鋼板類
(16.8.4) 各住戸玄関扉及び勝手口扉の鍵
5 ステンレス製建具 (16.6.2) 外部に面する建具の耐風圧性
(16.6.3) ステンレス鋼板
(16.6.4) 表面仕上げ
(16.6.5) 鋼板の曲げ加工
6 木製建具 (16.7.2) 内装ドアの品質及び性能
(16.8.1) 7 建具用金物
(16.8.3) 8 自動ドア
(16.9.2) 簡易気密型ドアセット
9 自閉式上吊り引戸装置
10 重量シャッター
(16.11.2) 防音ドアセット、防音サッシ
(16.11.2) 断熱ドアセット、断熱サッシ
(16.11.2) 耐震ドアセット、耐震サッシ

11 軽量シャッター (16.12.2) 閉閉形式
(16.12.3) 耐火強度
(16.12.4) スラットの材質
(16.12.4) スラットの形状
12 オーバーヘッドドア (16.13.2) 材料区分
13 ガラス (16.14.2) ※図示による
(16.14.4) ガラス留め材及び溝の大きさ
(16.14.3) ガラスブロック
14 ガラスブロック (16.14.5) 材料
(16.14.5) 工法
17 塗装工事 (18.1.3) 1 材料
(18.2.2~7) 2 素地ごしらえ
(18.3.2) 3 錆止め塗料
(18.4.2) 4 合成樹脂塗料
(18.5.2) 5 クリアラッカー
(18.6.2) 6 アクリル樹脂

7 耐候性塗料
8 つや有り合成樹脂
9 合成樹脂
10 合成樹脂エマルジョン
11 ウレタン樹脂
12 オイルステイン
13 木材保護塗料
18 内装工事
1 水掛りの範囲
2 ビニルシート
3 カーペット敷き
(18.6.2) 4 合成樹脂塗料
(18.6.2) 5 合成樹脂エマルジョン
(18.6.2) 6 アクリル樹脂
(18.6.2) 7 耐候性塗料
(18.6.2) 8 つや有り合成樹脂
(18.6.2) 9 合成樹脂
(18.6.2) 10 合成樹脂エマルジョン
(18.6.2) 11 ウレタン樹脂
(18.6.2) 12 オイルステイン
(18.6.2) 13 木材保護塗料

18 内装工事	5 フローリング張り (19.5.2~5)	・単層フローリング	種類 ・フローリングボード	工法 ・釘止め工法 ・根太張り ・直張り ・接着工法	樹種 ※なら ※なら	板厚(mm) ※15 ※12 ※8 ・12	板幅(mm) ※75 ※75 ※75以上	板長さ(mm) ※500 ※300 ※900	
	6 畳敷き (19.6.2)	種類 ・A種 ・B種 ・C種 ※D種 (D種の場合の畳床・KT-I ※KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N)	※天井及び壁に使用する材料は、関係法令により求められた場合のみ、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。	※天井及び壁に使用する材料は、関係法令により求められた場合のみ、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。					
	7 セッコウボード その他ボード及び合板張り (19.7.2)	種類 ・A種 ・B種 ・C種 ※D種 (D種の場合の畳床・KT-I ※KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N)	セッコウボードその他ボード類 規格番号 JIS A 5404 種類 ・硬質木毛セメント板 ・中質木毛セメント板 ・普通木毛セメント板 ・硬質木片セメント板 ・普通木片セメント板						
	8 壁紙張り (19.8.2)	種類 ・天然木 化粧合板	化粧板の樹種名 ・生地のまま ・透明塗料塗りの場合 ラワン程度 ・不透明塗料の場合 しな程度	板面の品質 ・1類 ・2類	厚さ(mm) ・1類 ・2類	接着 ・1類 ・2類	防虫処理 ・行う ・行わない		
	9 断熱・防露 (19.9.2)	種類 ・発泡プラスチック 断熱材	種類 ・紙 ・繊維 ・無機質 ※プラスチック	種類 ・紙 ・繊維 ・無機質 ※プラスチック	厚さ(mm) ・25	防火種別 ・不燃 ・準不燃	※天井及び壁に使用する材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。		
	10 乾式遮音二重床下地工法 (19.11.1)	種類 ※天然化粧 複合フローリング	種類 ・釘留め工法 ・根太張り ・直張り ・発泡プラスチック系床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	種類 ※なら ※なら	厚さ(mm) ※25mm以上 ※20mm	遮音性能 ・1.0G ・0.6G	所定荷重 ・3,000N ・5,000N	帯電防止性能 ・0.6以上 ・1.2以上	漏えい抵抗 ・
	11 乾式遮音二重床下地工法 (19.11.1)	種類 ・特殊加工化粧 複合フローリング	種類 ・釘留め工法 ・接着工法	種類 ・発泡プラスチック系床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	種類 ※なら				
	12 内装プレハブ工法 (19.12.2)	内装パネル工事仕様書による。							

10 発泡プラスチック系床下地張り工法 (19.10.1)	種類 発泡(基準階タイプ) 発泡(1階タイプ) 発泡(和室タイプ)	寸法(mm) ※600×900 ※600×900 ※600×900	厚さ(mm) ・ ・ ・	施工箇所 ※図示による ※図示による ※図示による
11 乾式遮音二重床下地工法 (19.11.1)	種類 合板無しの場合 合板無しの場合	寸法(mm) ※25mm以上 ※20mm	厚さ(mm) ・ ・	施工箇所 ・ ・
12 内装プレハブ工法 (19.12.2)	内装パネル工事仕様書による。			
19 ニュニット及びその他工	※以下によるほか、特記がなければ共通仕様書の別に定める 「機材の品質、性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。 ※設備関連部品は別途工事とするが、取合い等の調整を行う。			
2 フリーアクセスフロア (20.2.2)	構造 ・パネル構造 ・溝工法 ・	寸法(mm) ・500	高さ(mm) ・1.0G ・0.6G	耐震性能 ・3,000N ・5,000N
3 可動間仕切 (20.2.3)	構造形式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式 ・パネル式	構成基材 ・アルミニウム合金 ・スチール	遮音性 db/500Hz ・28 ・36	表面仕上げ ・メラミン樹脂焼付 ・アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り
4 移動間仕切 (20.2.4)	操作方法 ・手動式 ・電動式	パネル表面材の材質 ・	遮音性 db/500Hz ・28 ・36	表面仕上げ ・メラミン樹脂焼付 ・アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り
5 トイレブース (20.2.5)	パネル表面材 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	脚部 ※幅木タイプ		
6 階段滑り止め (20.2.6)	材質 ・ステンレス製(SUS304) ・ビニルタイヤ入り	形状 ・	寸法 ・	取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法
7 鏡 (20.2.9)	緑なしの防湿性を有するものとする ガラス厚さ(mm) ※5			
8 表示 (20.2.10)	種類 ・衝突防止表示 ・非常用進入口 ・室名札 ・ピクトグラフ ・案内板	形状寸法 ・	材質 ・	備考 ・
9 煙突ライニング (20.2.11)	種類 ・ソノライト系 ・ソノライト ・芯材付き繊維積層ライニング	色 ・	書体 ・	印刷の種類 ・
10 ブラインド (20.2.12)	形式 ・横型 ・縦型 ・縦型	操作方法 ・手動式 ・電動式	幅 ・	高さ ・
11 ロールスクリーン (20.2.13)	操作方式 ・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	幅(mm) ・	高さ(mm) ・	スクリーン 材質 ・
12 カーテン及びカーテンレール (20.2.14)	種類 ・シングル ・ダブル	開閉操作 ・片引き ・引分け	幅 ・	高さ ・

13 浴室ユニット (20.2.15)	浴室ユニットの品質及び性能 ・優良住宅部品(BL部品) ・その他 ( ) ※製造所の仕様による	機材の品質・性能基準		
14 キッチンキャビネット (20.2.16)	キッチンキャビネットの品質及び性能 ・優良住宅部品(BL部品) ・その他 ( ) ※製造所の仕様による	機材の品質・性能基準		
15 郵便受箱 (20.2.17)	郵便受箱の品質及び性能 ・優良住宅部品(BL部品) ・その他 ( ) ※製造所の仕様による	機材の品質・性能基準		
16 手すりユニット (20.2.18)	手すりユニットの品質及び性能 ・優良住宅部品(BL部品) ・その他 ( ) ※製造所の仕様による	機材の品質・性能基準		
17 補助手すり (20.2.19)	補助手すりの品質及び性能 ・優良住宅部品(BL部品) ・その他 ( ) ※製造所の仕様による	機材の品質・性能基準		
20 排水工事	1 排水管 (21.2.1)	排水管用材料 種類 ・遠心力鉄筋コンクリート管 ・硬質ポリ塩化ビニル管	管の種類 ※外圧管(1種) ・VP ・VU ・RS-VU	形状 B形管 ※図示
21 舗装工事	1 路床 (22.2.2)	路床安定処理 ・行う ※追加材料による安定処理 路床安定処理用材料 種類 ・普通軽質砕石 ・高炉炉灰B種 ・7角砕石B種 ・生石灰 ( ) ・消石灰 ( )		
2 路盤 (22.3.2)	路盤の厚さ ※図示による			
3 アスファルト舗装 (22.4.2)	舗装の構成及び厚さ ※図示			
4 コンクリート舗装 (22.5.2)	舗装の構成及び厚さ ※図示			
5 カラー舗装 (22.6.2)	舗装の構成及び厚さ ※図示			
6 透水性アスファルト舗装 (22.7.2)	舗装の構成 ※図示			
7 ブロック系舗装 (22.8.2)	舗装の構成 ※図示			
8 砂利敷き (22.9.2)	舗装の構成 ※図示			
9 路面標示用塗料 (22.10.2)	路面標示用塗料は、JIS K 5665 (路面標示用塗料) による			

21 舗装工事	1 路床 (22.2.2)	土質に用いる材料 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種	凍上抑制層 ※再生クラッシュラン ・クラッシュ ・切り込み砂利 ・砂	厚さは図示による
2 路盤 (22.3.2)	路盤の厚さ ※図示による			
3 アスファルト舗装 (22.4.2)	舗装の構成及び厚さ ※図示			
4 コンクリート舗装 (22.5.2)	舗装の構成及び厚さ ※図示			
5 カラー舗装 (22.6.2)	舗装の構成及び厚さ ※図示			
6 透水性アスファルト舗装 (22.7.2)	舗装の構成 ※図示			
7 ブロック系舗装 (22.8.2)	舗装の構成 ※図示			
8 砂利敷き (22.9.2)	舗装の構成 ※図示			
9 路面標示用塗料 (22.10.2)	路面標示用塗料は、JIS K 5665 (路面標示用塗料) による			

22 植栽工事、 屋上緑化、 その他施設 整備工事	1 植栽地の確認等 (23.1.3)	土壌の水素イオン濃度 (pH) 試験 電気伝導度 (EC) 試験	・行う ※行わない ・行う ・行わない																										
	2 植栽基盤 (23.2.2)	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ (cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">樹木</td> <td>※A種</td> <td>樹高12m以上</td> <td rowspan="2">・図示</td> <td rowspan="2">・適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>[※100 ~ 120 ~ 150]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・C種</td> <td>・D種</td> <td>樹高7m以上~12m未満</td> <td rowspan="2">[※80 ~ 100]</td> </tr> <tr> <td>樹高3m以上~7m未満</td> <td>[※60 ~ 80]</td> </tr> <tr> <td>・E種</td> <td>樹高3m未満</td> <td>[※50 ~ 60]</td> <td rowspan="2">・図示</td> <td rowspan="2">・適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>芝、地被類</td> <td>※B種</td> <td>※20</td> </tr> </table>		工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材	樹木	※A種	樹高12m以上	・図示	・適用する ・適用しない	・B種	[※100 ~ 120 ~ 150]	・C種	・D種	樹高7m以上~12m未満	[※80 ~ 100]	樹高3m以上~7m未満	[※60 ~ 80]	・E種	樹高3m未満	[※50 ~ 60]	・図示	・適用する ・適用しない	芝、地被類	※B種	※20	植栽基盤の排水設備 ・設ける (※図示 )
		工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材																								
	樹木	※A種	樹高12m以上	・図示	・適用する ・適用しない																								
		・B種	[※100 ~ 120 ~ 150]																										
	・C種	・D種	樹高7m以上~12m未満	[※80 ~ 100]																									
		樹高3m以上~7m未満	[※60 ~ 80]																										
	・E種	樹高3m未満	[※50 ~ 60]	・図示	・適用する ・適用しない																								
	芝、地被類	※B種	※20																										
	3 土壌改良材 (23.2.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーク堆肥</li> <li>・施工箇所 ※植栽範囲 ・図示</li> <li>・使用料 植栽基盤面積 1㎡あたり (・50L )</li> <li>・汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)</li> <li>・施工箇所 ※植栽範囲 ・図示</li> <li>・使用料 植栽基盤面積 1㎡あたり (・10L )</li> </ul> <p>材料 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植栽試験の調査の結果、害が認められないものとする。</p>																											
4 植込み用土 (23.2.3)	現場発生土の良質土 ・客土 (・畑土 ・黒土 ・植栽用真砂土 ・山砂)																												
5 植樹 (23.3.2) (23.3.3) (23.3.6)	樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用並びに数量 ・図示 支柱 材料 ・丸太 (間伐材) ・真竹 形式 ・図示																												
6 芝張り、吹付け は種及び地被類 (23.4.2)	幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも 材料 ※コウライハシバミ ・バシバミ 芝張りの工法 平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り 吹付けは種 <table border="1"> <tr> <th>種子の種類</th> <th>発芽率</th> <th>種子の量 (g/m<sup>2</sup>)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※洋芝類 (採取後2年以内)</td> <td>※発芽率80%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m <sup>2</sup> )	備考	※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上																						
種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m <sup>2</sup> )	備考																										
※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上																												
7 屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上緑化システム</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>土壌層の厚さ</th> <th>排水層</th> <th>植込み用土</th> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td>・軽量骨材 (層の厚さ: )</td> <td>・人工軽量土 ※改良土</td> </tr> <tr> <td>・12cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・30cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木、芝及び地被類</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th>樹種又は種類</th> <th>寸法</th> <th>株立数</th> <th>刈り込み物</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見切り材 ( ) ・舗装材 ( ) ・排水孔</li> <li>・マルチング材 ( )</li> <li>工法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・風圧力に対応した固定荷重 ( )</li> <li>・支柱の設置 (形式: )</li> <li>・かん水装置の設置 ( )</li> </ul> </li> </ul>	土壌層の厚さ	排水層	植込み用土	・図示	・軽量骨材 (層の厚さ: )	・人工軽量土 ※改良土	・12cm			・30cm			樹種又は種類	寸法	株立数	刈り込み物	数量											
土壌層の厚さ	排水層	植込み用土																											
・図示	・軽量骨材 (層の厚さ: )	・人工軽量土 ※改良土																											
・12cm																													
・30cm																													
樹種又は種類	寸法	株立数	刈り込み物	数量																									
8 ウォール ・擁壁 (23.6.2)	調査 支持力試験 ・行う (方法: ) ・行わない 材料 ・石材 ( ) ・透水材料 (材料: 、厚さ: ) ・伸縮目地 (材料: 、厚さ: ) ・水抜きパイプ (口径 ) 種類 ・現場打ち擁壁 ・プレキャスト擁壁 ・ブロック積 (張) 擁壁 ・石積 (張) 擁壁 ・花こう岩 ( ) ・安山岩 ( ) ・目地仕上げ ( ) ・その他擁壁 (・レンガウォール ・タイルウォール ・コンクリートウォール)																												
9 四つ目垣 (23.7.3)	柱材料 ※杉 ※松 防腐処理 ・適用する (方法: ) ・適用しない																												
10 遊戯施設及び サービス施設 (23.8.2)	木材の防腐処理 ・木材処理方法 ( ) コンクリート工作物 ※JIS規格に適合 ・JIS以外 (品質: ) 木材遊戯施設 ・木材の規格 ( ) ・樹種 ( ) その他の工作物 ・木材の規格 ( ) ・樹種 ( ) ・自然石 (切石仕上げ )																												

11 柵 (23.9.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプ柵</li> <li>・ネットフェンス</li> </ul> <p>種類 ・ 寸法 ・ mm ・焼丸太 樹種 ※杉 ※松</p>																		
12 自転車置場 ユニット (23.10.2)	自転車置場ユニットの品質及び性能 ・優良住宅部品 (B.L.部品) ・機材の品質・性能基準 ・その他 ( ) ※製作所の仕様による 取付台数 ・ 台																		
13 物置ユニット (23.10.3)	<table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>強度区分の種類別</th> <th>寸法</th> <th>形状</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・図示</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>	材質	強度区分の種類別	寸法	形状	・	・	・図示	・図示	・	・	・	・						
材質	強度区分の種類別	寸法	形状																
・	・	・図示	・図示																
・	・	・	・																
23 その他	<p>1 別記図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">300</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 工 事 名 ○○○○新築工事  構 造 ○○造○階建  建築面積 ○○○○.○○㎡  延べ面積 ○○○○.○○㎡  工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日  設 計 ○○○○建築士事務所  管 理 技 術 者 ○○ ○○  建 築 機 ○○○○○○  監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○  電 気 機 ○○○○○○  監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○  機 械 機 ○○○○○○  監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○ </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">200</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(別記図-1)</p> </div> <p>2 工事カルテ 特記仕様書</p> <p>1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (GORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。登録対象は工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。  なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。  また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>2. 契約金額の変更登録は、完成時のみとする。</p> <p>3. 契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除しなければならない。</p> <p>3 残土処理について</p> <p>建設発生土の処分については指定処分とする。  処分受け入れ業者については下記業者より選定し、施工計画書に明記すること。  また、工事完了後に受入業者が交付する「建設発生土に関する完了届」を完成書類に添付し提出すること。  なお、公共事業における残土の工事間流用等疑義が生じた場合、別途監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <th>建設発生土受入業者</th> <th>処理場所</th> </tr> <tr> <td>・株式会社泰伸</td> <td>沼津市宮本字元野22-5 他</td> </tr> <tr> <td>・木村土木株式会社</td> <td>沼津市獅子浜字大久保山1-2 他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沼津市下香貫猪沼1018-10 他</td> </tr> <tr> <td>・駿河開発株式会社</td> <td>田方郡函南町軽井沢213</td> </tr> <tr> <td>・株式会社東土建</td> <td>沼津市足高字尾上241-460・241-461</td> </tr> <tr> <td>・ダイエー工業株式会社</td> <td>富士市岩本字一の沢 1668-1 他</td> </tr> <tr> <td>・株式会社光建設</td> <td>富士宮市栗倉2360-1 他</td> </tr> </table>	工 事 名 ○○○○新築工事 構 造 ○○造○階建 建築面積 ○○○○.○○㎡ 延べ面積 ○○○○.○○㎡ 工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日 設 計 ○○○○建築士事務所 管 理 技 術 者 ○○ ○○ 建 築 機 ○○○○○○ 監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○ 電 気 機 ○○○○○○ 監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○ 機 械 機 ○○○○○○ 監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○	200	建設発生土受入業者	処理場所	・株式会社泰伸	沼津市宮本字元野22-5 他	・木村土木株式会社	沼津市獅子浜字大久保山1-2 他		沼津市下香貫猪沼1018-10 他	・駿河開発株式会社	田方郡函南町軽井沢213	・株式会社東土建	沼津市足高字尾上241-460・241-461	・ダイエー工業株式会社	富士市岩本字一の沢 1668-1 他	・株式会社光建設	富士宮市栗倉2360-1 他
工 事 名 ○○○○新築工事 構 造 ○○造○階建 建築面積 ○○○○.○○㎡ 延べ面積 ○○○○.○○㎡ 工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日 設 計 ○○○○建築士事務所 管 理 技 術 者 ○○ ○○ 建 築 機 ○○○○○○ 監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○ 電 気 機 ○○○○○○ 監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○ 機 械 機 ○○○○○○ 監 理 (主任) 技 術 者 ○○ ○○	200																		
建設発生土受入業者	処理場所																		
・株式会社泰伸	沼津市宮本字元野22-5 他																		
・木村土木株式会社	沼津市獅子浜字大久保山1-2 他																		
	沼津市下香貫猪沼1018-10 他																		
・駿河開発株式会社	田方郡函南町軽井沢213																		
・株式会社東土建	沼津市足高字尾上241-460・241-461																		
・ダイエー工業株式会社	富士市岩本字一の沢 1668-1 他																		
・株式会社光建設	富士宮市栗倉2360-1 他																		

別表1 鉄鋼面耐候性塗料塗り (DP)				
工程	規格番号	塗料その他		塗付量 (kg/m <sup>2</sup> )
		規格名称	種類又は等級	
素地ごしらえ 公共住宅建設工事共通仕様書 (令和元年度版) 18.2.2表によるB種				
1	下塗り (1回目)	JIS K 5552	ジンクリッチプライマー	2種 0.14
2	下塗り (2回目)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種 0.14
3	下塗り (3回目)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種 0.14
4	研磨紙すり		研磨紙P120~220	-
5	中塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 中塗り塗料 0.14
6	上塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 上塗り塗料 0.10
(注) 1. 工程6まで製作工場で行う場合は、工程4は省略する。				

別表2		材料名称	
○仮設工事	・	○金属工事	・金属製品
○土工	※埋め戻し、盛土材	○軽量鉄骨天井下地	・
・	・	○軽量鉄骨壁下地	・あと施工アンカー
○地業工事	・	○左官工事	・モルタル
○砕石	・	・セルフレベリング材	・
○杭	・杭施工混和材	○仕上塗材	・ロックウール
○溶接材料	・	・	・
○杭頭補強筋	・	○建具工事	・アルミ製、鋼製建具
○地盤改良材	・	・木製建具	・
・	・	・建具用金物	・
○鉄筋工事	※鉄筋	・溶接金網	・ガラス
○スリブ補強筋 (既製品)	・	○スリブ補強筋 (既製品)	・シャッター
・	・	・	・
○コンクリート工事	・型枠	・カーテンウォール工事	・
・特殊型枠 (フラットデッキ他)	・	・	・
※コンクリート	○塗料	○塗装工事	・
・セメント	・	○断熱、防露材	・
・骨材	・	・	・
・水	・	○内装工事	・ビニル床シート
・混和材	・	・カーペット	・
・	・	・合成樹脂塗床材	・フローリング
・鉄骨工事	※鋼材	・	・
・高力ボルト、普通ボルト	・	・	・
・アンカーボルト	○せっこうボード	・	・
・スタッド	○壁紙	・	・
・デッキプレート	○断熱、防露材	・	・
・溶接材料	・	・	・
・耐火被覆材	・	・ユニット、その他工事	・
・溶融亜鉛めっき	・	・フリーアクセスフロア	・
・	・	・可動間仕切	・
・	・	・トイレブース	・
・コンクリートブロック他工事	・	・排水工事	・
・コンクリートブロック	・	・排水管	・
・ALCパネル	・	・排水枺	・
・押出成形セメント板	・	・	・
・	・	○防水工事	・
○防水材	・	○防水材	・
○断熱材、接着剤	・	○断熱材、接着剤	・
○シーリング材	・	○シーリング材	・
・	・	・	・
・石、タイル工事	・	・石、タイル工事	・
・石材	・	・石材	・
・取付金物	・	・取付金物	・
・タイル	・	・タイル	・
・タイル張付け用材料	・	・タイル張付け用材料	・
・	・	・	・
・木工事	・	○木工事	・
・木材	・	○樹木	・
・集成材	・	○芝、吹付けは種、地被類	・
・	・	・支柱材	・
・	・	○肥料、土壌改良剤	・
・	・	・	・
・屋根、とい工事	・	・	・
・長尺金属板	・	・	・
・折板	・	・	・
・粘土瓦	・	・	・
・とい	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASのマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。			
沼津市建設部 住宅営繕課	(株)○○設計事務所	管理建築士 ○○ ○○ 一級建築士登録第○○○号	機 作 調 調
工事名 市営住宅○○○団地○○棟建替事業 (建築) 工事	図 調		A-__
令和 年__月__日	市営住宅建築工事特記仕様書 R3.4) 7/7		

市営住宅電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

- 1. 工事名称 令和 年度 [第 ] 工事
2. 工事場所
3. 建設概要

Table with 7 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延べ面積 (㎡), 建築面積 (㎡), 消防法施行令別表第一の区分, 備考

4. 工事種目 (表中○印の付いたものが対象工事種目)

Table with 3 columns: 工事種目, 建物名称及び屋外, 工事種別, 備考

- 5 別途工事
・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・環境整備工事
・養生工事 ・木製建具工事 ・エレベーター工事 ・汚水処理設備工事
・屋外電気設備工事 ・屋外機械設備工事 ・駐車場工事

本工事施工にあつては別途契約する上記工事の関係者と相互に協議し、常に協力的な態度で対応を図る。

II. 工事仕様

- 1. 共通仕様
1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)電気編」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、国土交通省大臣官房官庁官制部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編 平成31年版)」(以下「標準図」という。)による。
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の特記仕様書は( / )図、建築工事の特記仕様書は( / )図による。
2. 特記仕様
1) 欄は全て適用する。
2) 項目は全て適用する。
3) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、ともに適用するものとする。
4) 項目又は特記事項に記載の( )内の表示番号は、「共通仕様書」の該当項目を示す。
5) 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準(公共住宅事業者等連絡協議会)」を示す。
6) 「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、沼津市建設工事請負契約第27条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
7) 熟帯材の使用削減に努める。
8) 環境対策(現場発生材の再利用及び分別収集等)に努める。
9) ユニバーサルデザインへの対応に努める。
3. 電気方式
1) 電灯設備
幹線 AC 1φ3W 200V / 100V 50Hz(60Hz)
分岐 AC 1φ3W 200V / 100V 50Hz(60Hz)
AC 1φ2W 200V / 100V 50Hz(60Hz)
2) 動力設備
幹線 AC 3φ3W 400V 又 200V 50Hz(60Hz)
分岐 AC 3φ3W 400V 又 200V 50Hz(60Hz)

Main specification table with columns: 編, 項目, 特記事項, 編. Contains detailed technical requirements for construction items.

Main specification table with columns: 編, 項目, 特記事項, 編. Contains detailed technical requirements for construction items.

Main specification table with columns: 編, 項目, 特記事項, 編. Contains detailed technical requirements for construction items.







市営住宅機械設備工事特記仕様書			項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																	
I 工事概要			一般事項 1. 一般事項 ・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従うこと。 ・ 工事受注者は、監督員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 2. 法令その他 この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあつては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。 4. 工事の一時中止 (I. 1. 9) 沼津市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 5. 設計図書等の取り扱い (I-1. 1. 1) ・ 本工事は工事請負契約約款に基き、施工する。 ・ 設計図書相互に相違がある場合の優先順位は下記による。 1. 質問回答書 2. 現場説明書 3. 特記仕様書 4. 図面 5. 共通仕様書(令和元年度版) 6. 公共住宅建設工事機械の品質・性能基準(平成28年度版) 7. JISその他公規格およびこれに準ずる規格 疑義については、次による。 ・ 本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質疑応答により確認するものとする。 ・ 本工事施工中に生じた疑義は、工事前に質疑応答に準ずる記録書として作成する。 ・ 設計図書に明示がない事項でも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い請負金額の範囲内において施工するものとする。 7. 工事写真 當精工事写真撮影要領 令和3年版 及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「當精工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工編 平成30年版」によるほか、監督員の指示により撮影する。 8. 設計GL ※設計GL=B±mm (現状地盤高※図示) 9. 工事実績情報 (CORINS)の登録 (I-1. 1. 4) 受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報 (CORINS)に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。 なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。 10. 施工計画書 (I-1. 2. 2) 提出を要する施工計画書 (1) 総合施工計画書 (仮設を含む。) (2) 工種別施工計画書 11. 施工管理体制に関する書類の提出 (I-1. 3. 1) 建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する以下の事項について監督員に提出する。 1. 建設業法施工規則第14の2第1項に掲げる事項 2. 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名及び雇用管理責任者 12. 関連する工事との施工区分 図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督員と協議する。 13. 施工条件 (I-1. 3. 3) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 (V <sub>0</sub> ) = ( ) 地表面相度区分 ( ) ・ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 ( ) 14. 災害時の安全確保 (I-1. 3. 7) 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を監督員に提出する。 15. 異常気象時等の報告 異常気象時(大雨警報・暴風警報・大雪警報)及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。 16. 特定建設資材の再資源化等 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の届出の有無 ※届出を要しない(対象工事でない) ・届出を要する(対象工事である) 対象建設工事の場合は、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 (1) 分別解体の方法 <table border="1"><thead><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・新築工事等</td><td>建設設備工事 ※有</td><td>・手作業 ※手作業・機械作業併用</td></tr></tbody></table> (2) 特定建設資材等廃棄物の種類と再資源化等をずる施設 <table border="1"><thead><tr><th>特定建設資材廃棄物の種類</th><th>再資源化等をずる施設名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>・コンクリート</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・木材</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・アスファルト・コンクリート</td><td>・</td><td>・</td></tr></tbody></table> 注) (1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても、設計変更の対象となしない。	工程	作業内容	分別解体の方法	・新築工事等	建設設備工事 ※有	・手作業 ※手作業・機械作業併用	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をずる施設名称	所在地	・コンクリート	・	・	・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・	・木材	・	・	・アスファルト・コンクリート	・	・																	
工程	作業内容	分別解体の方法																																							
・新築工事等	建設設備工事 ※有	・手作業 ※手作業・機械作業併用																																							
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をずる施設名称	所在地																																							
・コンクリート	・	・																																							
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・																																							
・木材	・	・																																							
・アスファルト・コンクリート	・	・																																							
II 工事仕様				17. 発生材処理 (I-1. 3. 9) ① 引渡しを要するもの ( ・ ) ② 特別管理産業廃棄物 ( ・ ) ③ 再資源化を図るもの ( ・ 塩ビ管 ・ 塩ビライニング(鋼管)) ④ 石練含有品 ( ・ フランジ用ガasket(・配管 ・ダクト)) ( ・ 配管用成形保温材 ・ ) 撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理すること。 配管、ダクトの支持金物、吊りボルト等は本工事に撤去する。 18. 産業廃棄物管理票 (財)日本産業廃棄物処理振興センター(http://www.jwmet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マネースト)により行うこと。これにより難しい場合は監督員と協議する。 19. 建設副産物情報交換システム 本工事の情報で「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督員に提出する。 20. 環境への配慮 (I-1. 4. 1) (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ただし、設計図書に規定がない場合は、監督員と協議する。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第3項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。 静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることにより地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産品証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。 (1) 本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する機材のうち、外部機関が下記①～⑥の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面の写しを、監督員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督員への提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の履歴があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。 24. 機材の品質・性能証明 本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受ける。 25. 技能士の適用 本工事は下記の職種別技能士(※1級・2級)を適用し、資格証の写しを監督員に提出する。 ※配管施工(建築配管作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) ・ 熱線施工(保温保冷工作作業) ・ さく井施工(バカヤシ式さく井工作作業又はR-列式さく井工作作業) ・ 冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業) 26. 公共事業業務費調査に対する協力 本工事が公共事業業務費調査の対象になった場合は、その調査時期が工事中または完成後であっても関係書類の整備、下請負人の指導等を含め必要の協力を行うこと。 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業業務費調査の対象となった場合には以下の各号に掲げる協力を行わなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に資金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の資金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	27. 機材(工事材料)の検査等 (I-1. 5. 4)(I-1. 5. 6) 現場に搬入したすべての機材について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、別表に掲げる機材については監督員の検査を受ける。 なお、監督員の検査の結果、合格した機材と同じ種類の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督員の指示による。 28. 室内の空気中の化学物質濃度の測定 (I-1. 5. 8) ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 ・ 要 ※ 不要 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び箇所数は、監督員の指示による。 29. アスベスト分析 ※行わない ・ 行う(箇所) 測定箇所等は監督員の指示による。 30. アスベスト粉じん濃度測定 ※行わない ・ 行う(箇所) 測定箇所等は監督員の指示による。 31. 排出ガス対策等 使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。 32. 既存部の汚損等 工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にないらひ補修する。 33. 耐震施工 設備機器・配管等の支持、固定は表1による。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平地震力、機器の質量を乗じたものとする。設計用鉛直震度は、設計用水平地震力の1/2とする。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="3">設備耐震クラス分類</th></tr><tr><th>sクラス</th><th>aクラス</th><th>bクラス</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階・屋上階及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.2</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.72</td></tr><tr><td>地下階及び1階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.48</td></tr><tr><td>地下階及び1階に設置する水槽</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.72</td></tr></tbody></table> ※防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、BクラスのときはAクラスを、AクラスのときはSクラスを適用する。 本施設は(・防炎上重要な機能を必要とする防災拠点等 ※ 防炎上重要な施設 ・ 一般の施設)とする。 機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。 <table border="1"><thead><tr><th>クラス</th><th>防災拠点等及び防炎上重要な施設</th><th>一般の施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>sクラス</td><td>・ タンク類 ・ ポンプ類 ・</td><td>・</td></tr><tr><td>aクラス</td><td>・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・</td><td>・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・</td></tr><tr><td>bクラス</td><td>s、aクラス以外の機器等</td><td>s、aクラス以外の機器等</td></tr></tbody></table> ※あと施工アンカーは原則としてめねじ形とし、めねじ形を使用する場合は監督員と協議すること。 ・あと施工アンカーの引き抜き試験 ・ 行う ※行わない	設置場所	設備耐震クラス分類			sクラス	aクラス	bクラス	上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2	中間階	1.5	1.0	0.72	地下階及び1階	1.0	0.6	0.48	地下階及び1階に設置する水槽	1.5	1.0	0.72	クラス	防災拠点等及び防炎上重要な施設	一般の施設	sクラス	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・	・	aクラス	・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・	bクラス	s、aクラス以外の機器等	s、aクラス以外の機器等	34. 施工図等の権利 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するもの 35. 検査 (I-1. 6. 2) 中間検査 ・ 対象工事(実施は中間検査実施基準による) ・ 対象外工事 工事施工途中における技術検査の実施回数等は監督員の指示による。 36. 完成図等 (I-1. 7. 2) ※ 現場説明書による。 37. 電子納品 電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無(※ 有り ・ 無し) 貸与するCADデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
設置場所	設備耐震クラス分類																																								
	sクラス	aクラス	bクラス																																						
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2																																						
中間階	1.5	1.0	0.72																																						
地下階及び1階	1.0	0.6	0.48																																						
地下階及び1階に設置する水槽	1.5	1.0	0.72																																						
クラス	防災拠点等及び防炎上重要な施設	一般の施設																																							
sクラス	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・	・																																							
aクラス	・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・																																							
bクラス	s、aクラス以外の機器等	s、aクラス以外の機器等																																							
沼津市建設部住宅営繕課			(株) ○○○○○設計事務所		管理建築士 ○○ ○○ 一級建築士登録 第○○○○○号	作図	日付	工事名称 市営住宅○○団地○○○○○○○○○工事	縮尺	図面 No.																															
						図面名称		市営住宅機械設備工事特記仕様書(R 3. 4) 1/3																																	

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
1. 監督員事務所 (2-4.1.1)	※ 設けない(受注者事務所に打合せ会議室を確保する) ・ 設ける(既存建物内の一部を使用する・構内に新設する) 備品( )	22. 基礎	機器の基礎は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	1. 量水器	親メーター ※ 貸与 ・ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無) 子メーター ・ 貸与 ※ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無) 各戸メーター ・ 貸与 ・ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無)	1. 配管材料 (2-2.1.2.6)	屋内汚水管(共用部分) ※ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 鋼鉄管 ・ ビニル管( ・ VP ・ RF-VP) ※ 耐火二層管 屋内雑排水管(共用部分) ※ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 鋼鉄管 ・ ビニル管( ・ VP ・ RF-VP) ※ 耐火二層管
2. 工用電力、水、その他	本工事に必要な工用電力、水及び諸手続などの費用は、引渡しまで受注者の負担とする。	23. 垂鉛めっき以外の鉄面のさび止め塗装	※鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674)	2. 量水器	※ 水道事業者指定品( ・ 貸与 ・ 買取)	2. 排水樹 (5-1.8.1)	図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。 改良樹は本特記仕様書標準図による。 樹用ふた 鋼鉄製防臭型(注)公共下水道の場合は市町の指導による。 汚水、雑排水、雨水等の文字を入れ、鎖付とする。
3. 電源周波数	・ 50Hz ・ 60Hz	24. 凍結深度	凍結深度( mm)以上とする。	3. 配管材料 (2-2.1.2.5)	一般配管 ※ 塩ビライニング鋼管( ・ VA ※ VB) ・ ポリ粉体ライニング鋼管( ・ VA ・ VB) ・ ステンレス鋼管( ) ・ ビニル管( ・ VP ・ HIVP) ・ 地中埋設配管 ※ 塩ビライニング鋼管(VD)(40A以下) ・ ポリ粉体ライニング鋼管(PD) ・ ステンレス鋼管( ) ・ ビニル管( ・ VP ・ HIVP ) ※ 水道配水用ポリエチレン管(50A以上) 住戸内配管 ※ 架橋ポリエチレン管(・融着 ※メカニカル(ねじ式・ワンタッチ式等)) 架橋ポリエチレン管の配管・継手は、原則JIS規格品とする。 メカニカル接合は、施工時に確実に接合されていることがわかる書類を監督員と協議して提出すること。 ・ ポリブテン管 (・融着 ・メカニカル)	3. 配管材料 (2-2.1.2.5)	屋内汚水管(専有部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 鋼鉄管 ・ ビニル管( ・ VP ・ RF-VP) ※ 耐火二層管 通気管 ※ 配管用炭素鋼鋼管(白) ・ ビニル管( ・ VP ・ RF-VP) ※ 耐火二層管 屋内雑排水管(専有部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 鋼鉄管 ・ ビニル管( ・ VP ・ RF-VP) ※ 耐火二層管 屋外地中管 ・ ビニル管( ・ VP ・ RF-VP) ※ ビニル管(VU)
4. 工用仮設物	構内に作ることが ※ できる ・ できない	25. 総合調整 (2-1.3.2)	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い報告書を提出する。 ・ 別途 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定(水道法施行規則による水質検査)	4. 配管接合	ねじ接合 ※ 100A 以下 ・ A 以下 フランジ接合 ※ 125A 以上 ・ A 以上 (FVB, FVDとする)	3. 掃除口	横主管の掃除口は10m以内毎に設置する。
5. 養生	養生範囲( ) 養生方法( )	26. コンクリート圧縮強度試験	※ 行わない ・ 行う( ) ただし現場での試験を行わない場合は工場での試験成績書を提出すること。	5. 弁類	水道直結部分 ※ JIS又はJV10K ・ 水道事業者の規定による( K) その他の部分 ※ JIS又はJV10K ・ JIS又はJV5K 屋外埋設弁(呼び径75A以上) ・ 水道用仕切弁 ・ 水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・ 水道用ソフトシール仕切弁 ・ 水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁 ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。	4. 放流負担金等	放流負担金 ・ 要( ・ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他( )
6. 足場その他	※別契約の関係工事等で設置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 内部足場の種別 ※脚立、足場板等 外部足場の種別 ※枠組足場 枠組足場を設ける場合、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり掘置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 外部足場の防護シートによる養生 (・養生ネット・養生シート(・I類・II類)・ネット状養生シート(・I類・II類)) (・防音シート ・防音パネル )	27. 配管雑材料	配管支持材の防振ゴム ・ 適用する ※ 適用しない	6. 水栓類	屋内( ※ 一般水栓 ・ 耐寒水栓) 泡沬式とする箇所( ) 屋外( ※ 耐寒水栓 ・ 一般水栓) 耐寒水栓はJWWAの認証品とする	7. 埋設深さ	一般敷地内( ※ 300mm以上 ・ mm以上) 敷地内車道( ※ 600mm以上 ・ mm以上) 公道部分( ※ 水道事業者及び道路管理者の規定による)
7. 発生土処理 (2-4.2.1)	※構内敷きならし ・ 構外搬出適正処理 片道の運搬距離( )km、DID区間( ・ 有 ・ 無) ・ 構内指示の場所にたい積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。	1. 大便器洗浄弁 (5-1.1.8)	※ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式( ・ 電気開閉式 ・ 手動式)	7. 埋設深さ	一般敷地内( ※ 300mm以上 ・ mm以上) 敷地内車道( ※ 600mm以上 ・ mm以上) 公道部分( ※ 水道事業者及び道路管理者の規定による)	8. 配管材料 (2-2.1.2.5)	一般配管 ・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ ステンレス鋼管( ) ・ 鋼管 ・ 被覆鋼管 ・ 保温付被覆鋼管 住戸内配管 ※ 架橋ポリエチレン管( ・ 融着 ※メカニカル) ・ ポリブテン管 ( ・ 融着 ・メカニカル)
8. 埋戻し、盛土 (2-4.2.1)	各工事種目で別に指定されたもの以外は下記による。 ※ 根切り土の中の良質土(ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類	2. 便器洗浄用タンク	※ 手洗付 ・ 手洗なし	8. 埋設開閉用ハンドル	本工事に ※ 含む(水道事業者管理用は除く) ・ 含まない 配管に設ける弁類には、開閉表示を(※行う ・ 行わない) (土中埋設の弁類も同様)	9. 水道加入金等	水道加入金 ※ 要( ・ 本工事 ※ 別途) ・ 不要 ・ その他( ) 設計審査料 ※ 要( ※ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他( ) 工事検査料 ※ 要( ※ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他( )
9. 地中埋設標等	地中埋設標 ・ 要( ・ 屈曲点 ・ 図示による) ・ 不要 埋設表示テープ ・ 要(排水管を除く) ・ 不要	3. 温水洗浄便座加熱方式 (5-1.1.13)	※ 貯湯式 ・ 瞬間式	9. 水道加入金等	水道加入金 ※ 要( ・ 本工事 ※ 別途) ・ 不要 ・ その他( ) 設計審査料 ※ 要( ※ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他( ) 工事検査料 ※ 要( ※ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他( )	10. 騒音測定	ポンプ機器類の騒音測定を機器据付け後に行う。測定場所は、ポンプ室内、ポンプ室出入口附近及び直近住戸とする。 なお、測定結果書を監督員に提出する
10. 鋼管用伸縮管継手 (2-2.2.7.1)	※ ベローズ形 ・ スリーブ形	4. 器具付属水栓 (5-1.1.6)	※ 節水こま ・ 普通こま	11. 緊急遮断弁装置	駆動方式 ※電気式 ・ 機械式	11. 緊急遮断弁装置	駆動方式 ※電気式 ・ 機械式
11. 保温 (2-3.1.5)	図面に特記のない場合の保温材は下記によるほか共通仕様書3章1節による。 一 般 ※ グラスウール ※ ポリスチレンフォーム 屋外、多湿箇所(給水管) ※ ポリスチレンフォーム " (給水管以外) ※ グラスウール ・ ロックウール 防火区画貫通部 ※ ロックウール 高温部 ※ ロックウール 図面に特記のない場合の保温箇所は下記によるほか共通仕様書12章3節による ・ 保温要( ・ 消火管 )	5. 自動水栓 (5-1.1.7)	電源種別 ・ AC100V ・ 乾電池 ・ 自己発電 手動スイッチ ・ 有 ・ 無	12. ポンプ	電動機の極数は、( ※ 4極 ・ 2極 )とする。 ただし、加圧給水ポンプについてはこの限りではない。	12. ポンプ	電動機の極数は、( ※ 4極 ・ 2極 )とする。 ただし、加圧給水ポンプについてはこの限りではない。
12. エキパンションジョイント部 (2-2.4.1)	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	6. 小便器自動洗浄 (5-1.1.2)	電気開閉式( ・ 小便器一体型 ・ 分離型)	13. 機材の品質等 (1-1.4.2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )	13. 機材の品質等 (1-1.4.2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )
13. 建物導入部配管 (2-2.4.1)	・ 不等沈下のおそれがある場合は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)によるフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。 ・ 変位吸収方法については図面に特記なき場合は、スリークッションにより施工する。 (可とう性を有する管種は除く)	7. 洗面化粧ユニット	付属品の排水管及びトラップの材質 ※ 樹脂製 ・ 金属製	洗面化粧ユニット	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )	洗面化粧ユニット	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )
14. 異種管の接合 (2-2.5.17)	接合要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	8. 機材の品質等 (1-1.4.2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )	洗濯機用防水パン	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )	洗濯機用防水パン	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )
15. ステンレス管の接合方法	呼び径75Su以上 ・ ハウジング形管継手接合 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径60Su以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手( ※ 拡管式 ・ プレス式 )	浴槽	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )	16. 水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管(白)とする。	浴槽	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他( )
16. 水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管(白)とする。	17. 屋上配管 (2-2.6.1)	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	17. 屋上配管 (2-2.6.1)	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	17. 屋上配管 (2-2.6.1)	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。
17. 屋上配管 (2-2.6.1)	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	18. 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製 ・ 垂鉛メッキ	18. 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製 ・ 垂鉛メッキ	18. 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製 ・ 垂鉛メッキ
18. 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製 ・ 垂鉛メッキ	19. 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。	19. 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。	19. 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。
19. 管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。	20. 吊り及び支持 (2-2.6.3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	20. 吊り及び支持 (2-2.6.3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	20. 吊り及び支持 (2-2.6.3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。
20. 吊り及び支持 (2-2.6.3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	21. 機器廻り配管	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	21. 機器廻り配管	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。	21. 機器廻り配管	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。

沼津市建設部住宅営繕課	(株) ○○○○○設計事務所	管理建築士 ○○ ○○	一級建築士登録 第○○○○○号	作図	日付	工事名称	市営住宅○○団地○○○○○○○○工事	縮尺	図面 No
						図面名称	市営住宅機械設備工事特記仕様書(R3.4) 2/3		2

項目	特記事項	項目	特記事項																														
ガス設備	<p>1. 配管材料 一般 ※ ガス事業者の規定による 配管用炭素鋼管(白) 地中埋設部 ※ ガス事業者の規定による ポリエチレン管</p> <p>2. 都市ガス 各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 引込負担金 不要 要 ( 別途工事 本工事)</p> <p>3. 液化石油ガス 各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 ガスボンベ ※ 貸与 買取 集合装置及び配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。</p> <p>4. ガス漏れ警報器 図示による ( 分離形 一体形 ) 別途工事 外部出力端子 有 無</p> <p>5. 調理用ガス機器 各戸ガスコンロ ( 組込型 据置型 別途工事)</p>	換気設備	<p>1. ダクト材料 台所 ※ 鉄板スパイラルダクト ステンレスダクト</p> <p>浴室、洗面所、便所(住戸内) ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ( VP RF-VP 2管路 ) ※ 換気用耐火二層管 ( 単管路 2管路 )</p> <p>共用部 ※ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト</p> <p>2. 長方形ダクトの区分 ※ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 ( 共板 スライド )</p> <p>3. ダンパーの固定方法(3-2.3.3) 図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。</p> <p>4. 機材の品質等(1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。 換気扇類及び換気口等 ※ 機材の品質・性能基準 (換気ユニット) 其他 ( )</p>	<p>表1 設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。 ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(平成25年度) センター指針：建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設分類</th> <th>設備機器・配管等の支持、固定</th> <th>左記のうち、横引き配管などの支持</th> </tr> <tr> <td>防災上重要な機能を必要とする防災拠点等</td> <td>ガイドライン*</td> <td>ガイドライン*</td> </tr> <tr> <td>防災上重要な施設</td> <td>ガイドライン*</td> <td>標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>一般の施設</td> <td>標準仕様書</td> <td>標準仕様書</td> </tr> </table> <p>*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。</p>	施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持	防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*	防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書	一般の施設	標準仕様書	標準仕様書	別表																
施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持																															
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*																															
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書																															
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書																															
消火設備	<p>1. 配管材料(2-2.1.2.5) 一般配管 ・ 配管用炭素鋼管(白) ・ 圧力配管用炭素鋼管 ・ 合成樹脂管(共同住宅用スプリンクラー)</p> <p>地中埋設配管 ・ 外面被覆鋼管 ( SGP-VS STPG370-VS )</p> <p>2. 屋内消火栓種別 ・ 易操作性1号消火栓 2号消火栓 広範囲型2号消火栓</p> <p>3. 消火栓開閉弁 ・ 1MPa 2MPa</p>	さく井設備	<p>1. 種別 ・ 浅井戸 深井戸</p> <p>2. 掘削方式 ・ ロータリー式 パーカッション式 ダウンザホールハンマ式</p> <p>3. ケーシング ※ 配管用炭素鋼管(黒)</p> <p>4. ストレーナー ・</p> <p>5. 電気検層 ※ ステンレス製巻線型</p> <p>6. 水質検査 ※ 連続測定 スポット測定 ※ 行う(原水全項目) 行わない</p>	<p>表1 設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。 ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(平成25年度) センター指針：建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設分類</th> <th>設備機器・配管等の支持、固定</th> <th>左記のうち、横引き配管などの支持</th> </tr> <tr> <td>防災上重要な機能を必要とする防災拠点等</td> <td>ガイドライン*</td> <td>ガイドライン*</td> </tr> <tr> <td>防災上重要な施設</td> <td>ガイドライン*</td> <td>標準仕様書</td> </tr> <tr> <td>一般の施設</td> <td>標準仕様書</td> <td>標準仕様書</td> </tr> </table> <p>*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。</p>	施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持	防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*	防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書	一般の施設	標準仕様書	標準仕様書	<p>名称</p> <p>配管類 ・ 給水管 ・ 排水管 ・ 冷温水管 ・ 冷媒管 ・ 弁類 ・ 仕切弁 ・ バタフライ弁 ・ 逆止弁 ・ 緊急遮断弁 ・ ※ポンプ類 ・ 給水用ポンプ ・ 空調用ポンプ ・ 消火ポンプ ・ ※タンク類 ・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 貯湯槽 ・ 膨張水槽 ・ 空調設備工事用機材 ・ パッケージエアコン ・ 空調機 (AHU) ・ 冷却塔 ・ ヘッダー ・ 自動制御機器類 ・ 中央監視盤 ・ リモート盤 ・ 給排水衛生設備工事用機材 ○ 衛生器具 ○ 水栓 ・ 組立てマンホール ○ 給湯器 ・ 浄化槽 ・ FRP浄化槽 ・ 動力盤、制御盤 ・ ブLOWER ・ さく井 ・ スクリーン ・ ・ ・ ・ その他 ・ スリーブ(つば付鋼管) ・ ・ ・ ・ 表のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印のない場合は、※印を適用する。</p> <p>その他 1) ステンレス材を酸洗した場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。</p>																
施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持																															
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*																															
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書																															
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書																															
暖冷房設備	<p>1. 設計温湿度条件</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="4">屋内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th colspan="2">一般</th> <th colspan="2">高層</th> </tr> <tr> <th>夏期</th> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <th>冬期</th> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>2. 長方形ダクトの区分 ・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 ( 共板 スライド )</p> <p>3. 配管材料(2-2.1.2.4) 冷媒配管 ・ 鋼管 保温化粧ケース ( 有 無 ) ・ 断熱材被覆鋼管</p> <p>住戸内配管(温水暖房) ・ 架橋ポリエチレン管 ( 融着 メカニカル ) ・ ポリブテン管 ( 融着 メカニカル )</p> <p>4. 機材の品質等(1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。 住戸セントラル暖房方式 ※ 機材の品質・性能基準 (暖・冷房システム) 其他 ( )</p>		外気		屋内(調整目標値)				温度(DB)	湿度(RH)	一般		高層		夏期	℃	%	℃	%	℃	%	冬期	℃	%	℃	%	℃	%	浄化槽設備	<p>1. 処理方式 合併処理 建築基準法施行令第35条の認定品による 建設省告示第1292号による。第( ) ( 方式)</p> <p>2. 処理能力 処理対象人員 人 処理水量 m3/日</p> <p>3. 本体構造 ・ コンクリート製 FRP製 ・ コンクリート製 FRP製</p> <p>4. 放流水質 BOD ppm 以下</p> <p>5. 配管材料 ・ 一般配管用ステンレス鋼管 ( ) ・ 耐熱性硬質塩化ビニル管 ( ) ・ 配管用炭素鋼管(白) ( ) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ( ) ・</p> <p>6. 土留め工法 ・</p>	撤去工事	<p>冷媒(フロン系)の回収及び破壊 ※ 無 有 (1) 冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従って行うこと。 また、法に規定するもの他、次の書類を監督員に提出すること。 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類の処理に関する証明書(充填証明書、回収証明書) (2) 行程管理票の様式は、監督員の指示による。 (3) 家庭用エアコン等で「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル(フロン類の回収を含む。)を行ない、監督員に次の書類を提出する。 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</p>	<p>表のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印のない場合は、※印を適用する。</p> <p>その他 1) ステンレス材を酸洗した場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。</p>
	外気		屋内(調整目標値)																														
	温度(DB)	湿度(RH)	一般		高層																												
夏期	℃	%	℃	%	℃	%																											
冬期	℃	%	℃	%	℃	%																											
沼津市建設部住宅営繕課	(株) ○○○○○○設計事務所	管理建築士 ○○ ○○	一級建築士登録 第○○○○○号	作図	日付	工事名称 市営住宅○○団地○○○○○○○○○工事	縮尺	図面 No. 3																									
						図面名称 市営住宅機械設備工事特記仕様書(R3.4) 3/3																											